

大和市生産緑地地区指定基準

平成 9年 5月 1日

改正 平成15年 7月 1日

改正 平成31年 3月 15日

大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに大和市緑の基本計画その他の大和市都市計画マスタープラン関連計画の方針にのっとり、次の指定基準に該当する農地等の区域について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

1 指定基準

生産緑地地区に定めることができる農地等は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域内にあるもののうち、次の(1)、(2)及び(3)の全てに該当する区域とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。ただし、ア、イ、エ及びオに該当する区域は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（建築基準法第43条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）に2メートル以上接しているものとする。

ア 防災機能を有するもの

イ 良好な景観を形成し、又は環境保全の機能を有するもの

ウ 既に指定された2以上の生産緑地地区の一体化又は既に指定された生産緑地地区の整形化が図られるもの

エ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第10条に規定する特定土地区画整理事業又は同法第2条第4号に規定する住宅街区整備事業の実施により集合農地区に換地される農地等について、同法第106条に基づき生産緑地地区に関する都市計画についての要請が行われたもの

オ 市街化調整区域から市街化区域への編入により、新たに市街化区域内にある農地等となったもの

(2) 300平方メートル以上の規模の区域であること。

(3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

2 生産緑地地区として定めない農地等

前項にもかかわらず、計画的なまちづくりを推進するため、次の各号のいずれかに該当する農地等は、原則として生産緑地地区として定めない。

- (1) 都市計画により土地の有効かつ高度利用を図るべき地域地区内にあるもの
- (2) 都市計画法第59条の規定による認可又は承認が行われた道路、公園等の都市計画施設の区域内にあるもの
- (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出が行われているもの